

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|---|
| 30 | 西条市低所得者支援・定額減税補足給付金(新たに住民税非課税世帯、住民税均等割のみ課税世帯分)の支給に関する事務 基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

西条市は、西条市低所得者支援・定額減税補足給付金(新たに住民税非課税世帯、住民税均等割のみ課税世帯分)の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報の取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

愛媛県西条市長

公表日

令和6年6月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

| | |
|----------|---|
| ①事務の名称 | 西条市低所得者支援・定額減税補足給付金(新たに住民税非課税世帯、住民税均等割のみ課税世帯分)の支給に関する事務 |
| ②事務の概要 | <p>公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条の特定公的給付として指定された「西条市低所得者支援・定額減税補足給付金(新たに住民税非課税世帯、住民税均等割のみ課税世帯分)」の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務</p> <p>西条市低所得者支援・定額減税補足給付金(新たに住民税非課税世帯、住民税均等割のみ課税世帯分)支給事務実施要綱(令和6年西条市(要)告示第70号)に基づき、新たに住民税非課税世帯、住民税均等割のみ課税世帯に対して10万円を支給するものであり、以下の事務において特定個人情報を取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none">・公金受取口座の確認に関する事務。・「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の規定に従い、支給要件の確認に必要な税情報等の照会に係る事務。 |
| ③システムの名称 | 1 臨時給付金システム 2 団体内統合宛名システム 3 中間サーバ |

2. 特定個人情報ファイル名

西条市低所得者支援・定額減税補足給付金(新たに住民税非課税世帯、住民税均等割のみ課税世帯分)支給対象者ファイル
宛名情報ファイル

3. 個人番号の利用

| | |
|--------|---|
| 法令上の根拠 | <ul style="list-style-type: none">・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項別表第一第101項・番号法別表第一の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第74条 |
|--------|---|

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

| | | |
|---------|---|---------------------------------------|
| ①実施の有無 | [実施する] | <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | 【特定個人情報の提供】 情報提供は行わない。 【特定個人情報の照会】 ・番号法第19条第8号別表第二第121項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第59条の4 | |

5. 評価実施機関における担当部署

| | |
|----------|----------|
| ①部署 | 福祉部生活福祉課 |
| ②所属長の役職名 | 生活福祉課長 |

6. 他の評価実施機関

| | |
|--|--|
| | |
|--|--|

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

| | |
|-----|---|
| 請求先 | 〒793-8601 西条市明屋敷164 西条市役所 福祉部 生活福祉課 電話番号 0897-52-1288 |
|-----|---|

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

| | |
|-----|---|
| 連絡先 | 〒793-8601 西条市明屋敷164 西条市役所 福祉部 生活福祉課 電話番号 0897-52-1288 |
|-----|---|

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | |
|--|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 令和6年6月3日 時点 |
| 2. 取扱者数 | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 令和6年6月3日 時点 |
| 3. 重大事故 | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | | |
|---|--------------|--|---|
| [基礎項目評価書] | | | <p><選択肢></p> <p>1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書</p> <p>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。</p> |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p> | |
| 3. 特定個人情報の使用 | | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p> | |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p> | |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 | | | [○]委託しない |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [] | <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p> | |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) | | | [○]提供・移転しない |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [] | <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p> | |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 | | | []接続しない(入手) [○]接続しない(提供) |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p> | |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [] | <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p> | |
| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | | |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [十分である] | <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p> | |
| 8. 監査 | | | |
| 実施の有無 | [○] 自己点検 | [] 内部監査 | [] 外部監査 |
| 9. 従業者に対する教育・啓発 | | | |
| 従業者に対する教育・啓発 | [十分に行っている] | <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p> | |

変更箇所